

第11回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年3月26日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 廣瀬女公美 委員	2 番 清水 幸治 委員	3 番 菅原 雄一 委員
4 番 熊坂 隆雄 委員	5 番 志賀 忠浩 委員	6 番 大畑 礼子 委員
7 番 樋口 英樹 委員	8 番 中川 浩幸 委員	9 番 佐藤 泰正 委員
10 番 稲場 洋二 委員	11 番 金子 靖 委員	13 番 瀬戸 賢成 委員
14 番 二谷 幸裕 委員	15 番 浅野 徳昭 委員	16 番 伊藤 まり 委員
17 番 野村 照明 委員	18 番 福西 範 委員	19 番 成田 俊英 委員
20 番 松下 裕幸 委員	21 番 吉澤しのぶ 委員	

(以上 20名)

4. 欠 席 者 12 番 佐藤 裕司 委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾	次長 高山 直樹	次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美	杉野 恵	熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名

2 番 清水 幸治 委員
3 番 菅原 雄一 委員

6. 議事日程 会期決定について 令和 7 年 3 月 2 6 日 (1 日)

報告 第 2 0 号	農業委員会のあっせん証明願について
報告 第 2 1 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告 第 2 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
議案 第 4 9 号	現況証明願について
議案 第 5 0 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の審査について
議案 第 5 1 号	農地法 3 条の規定による許可申請について
議案 第 5 2 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案 第 5 3 号	河川法第 3 4 条許可申請に係る進達について
議案 第 5 4 号	農地法第 3 0 条第 1 項の規定による利用状況調査の結果について
議案 第 5 5 号	釧路市都市計画審議会委員の推薦について
議案 第 5 6 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
協議事項	令和 7 年度の最適化活動の目標(案)の設定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第11回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は20名です。
議事録署名人に2番、清水幸治委員、3番、菅原雄一委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日3月26日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは
ありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件
が3件ございます。

報告第20号「農業委員会のあっせん証明願」について、事務局より報告してく
ださい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第20号「農業委員会のあっせ
ん証明願」についてご報告いたします。

今回、釧路地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書4ページの表の1番は、 氏 他1名より、2月25日、農用地
の売買による譲渡所得の特別控除を受けるための申請がありました。

農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認
し、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に表の2番は、 氏より、3月10日、農用地の売買による譲渡所得の
特別控除を受けるための申請がありました。

農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認
し、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、2件の農業委員会のあっせん証明願について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第20号「農業委員会のあっせん証明願」につい
て、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の5ページでございます、報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告いたします。

今回は、証明願が2件ございました。

議案書6ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、 氏と 氏から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請がありました。

農地基本台帳によりその旨を確認し、1番は2月25日付、2番は3月3日付で会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の7ページでございます、報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告いたします。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書8ページの表の1番は、相続人 氏より、被相続人 氏が所有していた、 の1筆、面積 ㎡の農用地を、令和6年10月31日に相続し、所有権を取得したとして、2月19日その旨の届出があり、2月25日、会長専決により受理書を発行いたしました。

次に表の2番は、相続人 氏より、被相続人 氏が所有していた、 の内、他15筆、面積合計 ㎡の農用地を、令和6年9月6日に相続し所有権を取得したとして、3月3日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、2件の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第49号「現況証明願」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の9ページにございます、議案第49号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書10ページの表の1番は、資料が11ページから12ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏より現況証明願がございました。

3月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が13ページから14ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他2筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []氏より現況証明願がございました。

3月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

以上、2件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第49号「現況証明願」の1番について報告いたします。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]の1筆、合計 []㎡の土地について、3月13日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第49号「現況証明願」の2番について報告いたします。

議長
野村会長

2番は、 氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、
 他2筆、合計 m²の土地について、3月12日、阿寒
地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農
地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認いたしました。

なお、当該地は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧
地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員
委員一同

金子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第49号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第49号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたし
ます。

委員
委員一同

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第49号「現況証明願」については、原案のとおり
決定いたしました。

次に、議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」につい
て審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の15ページにございます、議案第50号「農地法第18条第
6項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業
委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約
が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査すること
になっております。

今回は、釧路地区で5件の通知がございました。

議案書16ページの表の1番は、資料が18ページから21ページにございます。

 氏が所有する、 、他30筆、面積合計 m²の
農用地について、借主である 氏との間で、3月3日に合意解約を行い、同
日、通知がございました。

次に表の2番は、資料が22ページと23ページにございます。

 氏が所有する、 、他1筆、面積合計 m²の農用
地について、借主である 氏との間で、3月3日に合意解約を行い、同日、

通知がございました。

次に表の3番は、資料が22ページと24ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、3月3日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の4番は、資料が22ページと25ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、3月3日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の5番は、資料が22ページと26ページから28ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、3月3日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、5件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたしますが、1番から4番については、私と、同居の親族に関する案件、4番は稲場委員に関する案件ですので、それぞれ議事参与の制限に当たります。

従いまして、まず5番を審議し、次に1番から3番、最後に4番の順で審議いたします。

初めに、5番について、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、1番、2番、3番を審議いたしますので、議事進行を成田職務代理者に代わります。

(野村会長 退室、成田職務代理者 議長席へ)

議長

成田職務代理

それでは、1番から3番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 成田職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。 次に、4番を審議いたしますので、稲場委員は退室してください。 (稲場委員 退室)
議長 成田職務代理	それでは、4番について審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 成田職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第50号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の4番については、原案のとおり決定いたしました。 野村会長と稲場委員は入室してください。 議事進行を野村会長と交代いたします。 (野村会長、稲場委員入室、成田職務代理自席へ)
議長 野村会長	成田委員、ありがとうございました。 次に、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書の29ページにございます、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。 農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者

は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で7件、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書30ページの表の1番は、資料が34ページと35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に表の2番は、資料が34ページと36ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に表の3番は、資料が37ページと38ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に表の4番は、資料が37ページと39ページから40ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に表の5番は、資料が37ページと42ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に表の6番は、資料が43ページから46ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他30筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に使用貸借を行うものでございます。

次に表の7番は、資料が43ページと47ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡を行うものでございます。

次に表の8番は、資料が48ページから50ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、8件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から7番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から7番について、調査報告いたします。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うもの

であります。

次に、3番の申請内容は、[]氏が所有する、[] 他1筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請内容は、[]氏が所有する [] 他7筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円で賃貸借を行うものであります。

次に、5番の申請内容は、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に年間 []円で賃貸借を行うものであります。

次に、6番の申請内容は、[]氏が所有する、[] 他30筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に使用貸借を行うものであります。

次に、7番の申請内容は、[]氏が所有する、[] 他1筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に無償譲渡を行うものであります。

以上の7件について、3月13日、鉏路地区農業委員3名と、事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、8番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

委員

金子委員

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の8番について、調査報告をいたします。

8番の申請の内容は、[]氏が所有する、[] 他3筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円で賃貸借を行うものであります。

3月12日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

金子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたしますが、1番と2番、5番から7番については、私と、同居する親族に関する案件、1番は稲場委員に関する案件となり、それぞれ議事参与の制限に当たります。

従いまして、最初に3番、4番、8番を審議したのち、順次審議いたします。

初めに、3番、4番、8番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番、4番、8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番、4番、8番については、原案のとおり決定いたしました。

次に2番と5番から7番を審議いたしますので、議事進行を成田職務代理者に代わります。

(野村会長 退室、成田職務代理者議長席へ)

議長
成田職務代理

それでは、2番と5番から7番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と5番から7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
成田職務代理

賛成多数と認め、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と5番から7番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、1番を審議いたしますので、稲場委員は退室してください。

(稲場委員 退室)

議長
成田職務代理

それでは、1番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長

成田職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定いたしました。

野村会長と稲場委員は入室してください。

議事進行を野村会長と交代いたします。

(野村会長、稲場委員入室、成田職務代理自席へ)

議長

野村会長

次に、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の51ページにございます、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、鉏路地区で1件、音別地区で27件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書52ページの表の1番は、資料が61ページと62ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が61ページと63ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が61ページと64ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が65ページと66ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が65ページと67ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合

計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の6番は、資料が68ページから70ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が71ページと72ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他11筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が73ページと74ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の9番は、資料が73ページと75ページから77ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他10筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の10番は、資料が78ページと79ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の11番は、資料が80ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の12番は、資料が81ページと82ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の13番は、資料が81ページと83ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の14番は、資料が81ページと84ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の15番は、資料が85ページと86ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、面積合計 ■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間 ■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の16番は、資料が85ページと87ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の17番は、資料が85ページと88ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の18番は、資料が89ページから91ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の19番は、資料が89ページと92ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の20番は、資料が93ページと94ページにございます。

氏が所有する、
の1筆、面積 ㎡
の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の21番は、資料が93ページと95ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の22番は、資料が93ページと96ページから97ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の23番は、資料が98ページと99ページから100ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の24番は、資料が98ページと101ページから103ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の25番は、資料が98ページと104ページにございます。

氏が所有する、
㎡の農用地について、氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借

を行うものでございます。

次に、表の26番は、資料が105ページから112ページにございます。

氏が所有する、他21筆、面積合計㎡の農用地について、に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の27番は、資料が105ページと113ページから115ページにございます。

氏が所有する、他17筆、面積合計㎡の農用地について、に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の28番は、資料が116ページと117ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

以上、28件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました議案52号「農用地利用集積計画の決定」について審議いたしますが、1番と2番は瀬戸委員、10番から13番と16番は志賀委員、20番は中川委員、21番から24番と26番、27番は中川委員と二谷委員が役員を務める法人に関する案件で、また、28番は私の同居の親族の案件でありますのでそれぞれ議事参与の制限に当たります。

従いまして、まず3番から9番、14番、15番、17番から19番、25番、を審議した後、それぞれ順次審議いたします。

それでは、3番から9番、14番、15番、17番から19番、25番を一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案52号「農用地利用集積計画の決定」の3番から9番、14番、15番、17番から19番、25番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案52号「農用地利用集積計画の決定」の3番から9番、14番、15番、17番から19番、25番については、原案のとおり決定いたしました。

次に1番と2番を審議いたしますので、瀬戸委員は退室してください。

	(瀬戸委員 退室)
議長 野村会長	それでは、１番と２番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の１番と２番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の１番と２番については、原案のとおり決定いたしました。 瀬戸委員は入室してください。
	(瀬戸委員 入室)
議長 野村会長	次に１０番から１３番と１６番を審議いたしますので、志賀委員は退室してください。
	(志賀委員 退室)
議長 野村会長	それでは、１０番から１３番と１６番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の１０番から１３番と１６番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の１０番から１３番と１６番については、原案のとおり決定いたしました。 志賀委員は入室してください。
	(志賀委員 入室)

事務局
塩田事務局長

次に２０番を審議いたしますので、中川委員は退室してください。

(中川委員 退室)

議長
野村会長

それでは、２０番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の２０番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の２０番については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、２１番から２４番と２６番、２７番を審議いたしますので、二谷委員は退室してください。

(二谷委員 退室)

議長
野村会長

それでは、２１番から２４番と２６番、２７番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の２１番から２４番と２６番、２７番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案５２号「農用地利用集積計画の決定」の２１番から２４番と２６番、２７番については、原案のとおり決定いたしました。

中川委員と二谷委員は入室してください。

(中川委員、二谷委員 入室)

議長
野村会長

次に28番を審議いたしますので、議事進行を成田職務代理者に代わります。

(野村会長退室、成田職務代理者議長席へ)

委員
成田職務代理

それでは28番を審議いたします。
質問意見を求めます。

委員
委員一同

なし

委員
成田職務代理

質問がないようですので、採決いたします。
議案52号「農用地利用集積計画の決定」の28番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

委員
成田職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案52号「農用地利用集積計画の決定」の28番については、原案のとおり決定いたしました。

野村会長は入室してください。

議事進行を野村会長と交代いたします。

(野村会長入室・成田職務代理者自席へ)

議長
野村会長

次に、議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書119ページにございます、議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明いたします。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、釧路地区で2件の許可申請がございました。

議案書119ページの表の1番は、資料が120ページと121ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、XXXXXXXXXX、面積XXXX㎡について、XXXXXX氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、XXXXXX氏に譲渡するため申請があったものです。

次に表の2番は、資料が122ページと123ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、XXXXXXXXXX、及びXXXXXX、面積合計XXXX㎡について、XXXXXX氏が採草放牧地として占用

議長
野村会長

許可を受けていた権利を、 氏に譲渡するため申請があったものです。

以上2件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ただいま説明がありました、議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議いたしますが、本件は私の同居の親族に関する案件ですので、議事参与の制限に当たります。

ここで議事進行を成田職務代理者に代わります。

(野村会長 退室、成田職務代理者 議長席へ)

委員
成田職務代理

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

委員
成田職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

委員
成田職務代理

賛成多数と認め、議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定いたしました。

野村会長は入室してください。

(野村会長入室 議長席へ・成田職務代理者 自席へ)

議長
野村会長

次に、議案第54号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書124ページにございます、議案第54号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明いたします。

資料は125ページをご覧ください。

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとされております。

今年度の利用状況調査は、10月2日から10月18日にかけて、のべ9日間で実施いたしました。

調査農地面積は、釧路地区が約2,110ha、阿寒地区が4,173ha、音別地区が約2,050haで、合計約8,333ha、遊休農地はございませんでした。

議長
野村会長

以上、「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま事務局から説明がありましたが、改めて委員の皆さんには本調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは議案第54号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

質問がないようですので、採決いたします。

議案第54号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第54号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については、原案のとおり決定いたしました。

皆様におかれましては、今後も日常の活動の中での点検をよろしくお願いいたします。

それでは、次に議案第55号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書126ページにございます、議案第55号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について説明いたします。

都市計画法第77条の2の規定により、市町村は、市町村都市計画審議会を置くことができます。

釧路市都市計画の組織については、釧路市都市計画審議会条例第2条に規定されておりますが、現委員の任期が令和7年3月末で終了するため、市長より釧路市都市計画審議会委員の推薦依頼がございました。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間となっております。

次期、釧路市都市計画審議会委員の推薦についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について、どなたを推薦すべきか、自薦、他薦ございますか。

委員
福西委員

浅野徳昭委員を推薦いたします。

議長 野村会長	浅野徳昭委員を推薦するとの声がありましたが、他にございませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	それでは、浅野徳昭委員を推薦することに、ご異議ございませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	異議なしと認め、浅野委員を推薦することといたします。 それでは、次に議案第56号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について審議いたします。 事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	議案書127ページにございます、議案第56号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」についてご説明いたします。 資料は128ページをご覧ください。 この指針は、農業委員が農地等の利用の最適化を推進するため、「担い手への農地利用集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」などの活動を行うに当たっての目標や取り組み方法を定めたもので、3年ごとの農業委員の改選期に合わせ、検証および見直しを行うこととしております。 前回、令和4年に策定した指針が3年を経過したことから、目標年度の更新と農地集積面積の再設定を行うものです。 以上、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 野村会長	ただいま説明のありました議案第55号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第55号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第55号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、協議事項「令和7年度の最適化活動の目標（案）の設定」について、協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の130ページにございます、協議事項「令和7年度の最適化活動の目標（案）の設定」についてご説明いたします。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」において、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検、評価を行った上で公表することとされております。

なお、今回設定いたします最適化活動の目標につきましては、毎年度、3月末までに翌年度の目標を策定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされております。

つきましては、事務局として検討いたしました原案を議案書の131ページから133ページに記載しましたので、ご協議をお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま提案のありました「令和7年度の最適化活動の目標（案）の設定」について協議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

ご異議がないものと認め、原案のとおりといたします。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 3月26日

議長 野村 照明

署名委員 清水 幸治

署名委員 菅原 雄一